

# 労働法最前線

—労働雇用法および地方労働規定の比較・解説  
世澤法律事務所中国律師 (陳軼凡、黄曉軍)

## 帰省休暇

### 第38回 帰省休暇

「帰省休暇」に関わる基本法律規定は2つあります。1つは1981年に国务院(中央政府)が発布した「従業員の帰省休暇待遇に関する規定」(以下「国务院規定」という)で、もう1つは同年に国家労働総局(現中華人民共和国人力資源・社会保障部)が発布した「『国务院の従業員の帰省休暇待遇に関する規定』の実施細則制定に関する若干問題の意見」です。この2つの行政法規と部門規章は発布された時期が比較的早いものの、現在も依然として有効です。

国务院規定によると、「帰省休暇」とは、国家機関、市民団体および国民所有制企業、事業単位における勤務が満1年になる正社員が、配偶者と同居していない、または公休休暇に帰省できない場合、本規定の配偶者帰省訪問(配偶者の所に行く)の待遇を享受できます。父母と同居しておらず、または公休休暇に帰省できない場合、本規定の父母帰省訪問(両親の所に行く)の待遇を享受できます。

上記規定を見る限りでは、外資企業の「帰省休暇」の適用について、明文規定されていません。一方、「上海市従業員帰省休暇待遇規定の実施細則」は、この適用範囲を「上海市各区、県、局の集体所有制企業および街道集体所有制企業単位の従業員」まで拡張しました。

国务院規定の発布時期が比較的早かったため、当時はまだ私営企業、外資企業などの非公有企業経済組織形式が現れておらず、そのためこの規定は当時既に存在していた経済組織形式のみを「帰省休暇」の適用範囲として列ねました。しかし、中国の経済発展に伴い、新しい経済組織形式(たとえば私営企業、外資企業)が生まれ、新たに発布された労働法律法規は、新しい経済組織形式をその適用範囲に組み入れました。既に廃止された1994年の「外商投資企業労働管理規定」「上海市外商投資企業労働人事管理条例」はいずれも、外商投資企業の従業員は国が規定する帰省休暇を享受できると明文規定しています。これらの規定は既に廃止されたものの、立法者は外資企業を新しい経済組織として、「帰省休暇」の適用範囲に組み入れていることが分かります。

非公有企業(外資企業を含む)の従業員が、雇用単位に対して帰省休暇の未取得期間の賃金報酬の支払いを要求するとき、労働契約書に雇用単位が帰省休暇待

遇規定および帰省休暇の未取得期間の賃金報酬規定を明文として規定していない場合、各地の法院は「依拠がない」ことを理由に、これを支持しません。

ここから分かるように、司法部門は「帰省休暇」の適用範囲を文言どおりに解釈しており、非公有企業は国务院規定に明文規定されていない経済組織形式として、「帰省休暇」の適用範囲に属しません。

新しい「帰省休暇」適用範囲の法律が発布されるまでは、外資企業は自身の状況に応じて、労働契約または就業規則にて、従業員に「帰省休暇」の福利を与えるかを明確に約定するかを決定することができます。従業員が帰省休暇を要求し、労働契約または就業規則に「帰省休暇」の明確な約定がない場合、外資企業は国务院規定を参照し、個々の状況を斟酌して帰省休暇を与えるかを決定できます。外資企業が労働契約または就業規則に従業員に「帰省休暇」を与える約定を明確に規定すると決定した場合、「帰省休暇」の休暇期間、適用状況などの規定は国务院規定に合致しなければなりません。

#### < 筆者紹介 >

世澤法律事務所中国律師陳軼凡、黄曉軍  
世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、コーポレート及びコマーシャル、合併・買収、国際貿易及び競争、訴訟及び仲裁、プライベートエクイティ及びベンチャーキャピタルの投資、銀行及び信託、資本市場及び証券、知的財産権、労働及び社会保障、不動産及び建築工程など。

Web : [www.broadbright.com](http://www.broadbright.com)

E-mail : [broadbright@broadbright.com](mailto:broadbright@broadbright.com)

【北京本部】北京市朝陽区建外大街永安東里16号  
CBD 国際ビル701室

Tel : 010-8513-1818(中国語、英語) 010-8513-1800  
(日本語専用)

Fax : 010-8513-1919

【上海支所】上海市淮海中路93号大上海時代広場  
1109室

Tel : 021-5386-1618(中国語、英語) 021-5386-1109  
(日本語専用)

Fax : 021-5386-1619